

別紙

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

>

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第 1 章 総則 (省略)	第 1 章 総則 (同左)
第 2 章 課税価格、税率及び控除 (省略)	第 2 章 課税価格、税率及び控除 (同左)
第 3 章 財産の評価 (省略)	第 3 章 財産の評価 (同左)
第 4 章 申告及び納付 第 27 条 ((相続税の申告書)) 関係 (省略)	第 4 章 申告及び納付 第 27 条 ((相続税の申告書)) 関係 (同左)
第 30 条 ((期限後申告の特則)) 関係 (省略)	第 30 条 ((期限後申告の特則)) 関係 (同左)
第 31 条 ((修正申告の特則)) 関係 (省略)	第 31 条 ((修正申告の特則)) 関係 (同左)
第 32 条 ((更正の請求の特則)) 関係 (省略)	第 32 条 ((更正の請求の特則)) 関係 (同左)
第 34 条 ((連帯納付の義務)) 関係 (省略)	第 34 条 ((連帯納付の義務)) 関係 (同左)
第 5 章 更正及び決定 (省略)	第 5 章 更正及び決定 (同左)
第 6 章 延納及び物納 第 38 条 ((延納の要件)) 関係 (省略)	第 6 章 延納及び物納 第 38 条 ((延納の要件)) 関係 (同左)

改正後	改正前
<p>第39条((延納手続))関係 39-1～39-7 (省略) <u>39-7の2 担保提供関係書類提出期限延長期限等の最大延長可能日</u> 39-8～39-10の4 (省略) 39-10の5 法第39条第22項各号の重複 39-10の6～39-11 (省略) 39-11の2 税務署長の調査期間に係る災害等延長期間等の重複 39-11の3～39-17 (省略)</p> <p>第40条((延納申請に係る徴収猶予等))関係 (省略)</p> <p>第41条((物納の要件))関係 (省略)</p> <p>第42条((物納の手続))関係 42-1～42-6 (省略) <u>42-6の2 物納手続関係書類提出期限延長等に係る提出の期限等</u> 42-7～42-10 (省略) 42-10の2 税務署長の調査期間に係る災害等延長期間等の重複 42-11～42-16 (省略)</p> <p>第43条((物納財産の収納価額等))関係 (省略)</p> <p>第44条((物納申請の全部又は一部の却下に係る延納))関係 (省略)</p> <p>第45条((物納申請の却下に係る再申請))関係 (省略)</p> <p>第46条((物納の撤回))関係 (省略)</p> <p>第47条((物納の撤回に係る延納申請))関係 (省略)</p>	<p>第39条((延納手続))関係 39-1～39-7 (同左) (新設) 39-8～39-10の4 (同左) 39-10の5 法第39条第22項各号の適用期間の重複 39-10の6～39-11 (同左) 39-11の2 税務署長の調査期間に係る災害等延長期間の重複 39-11の3～39-17 (同左)</p> <p>第40条((延納申請に係る徴収猶予等))関係 (同左)</p> <p>第41条((物納の要件))関係 (同左)</p> <p>第42条((物納の手続))関係 42-1～42-6 (同左) (新設) 42-7～42-10 (同左) 42-10の2 税務署長の調査期間に係る災害等延長期間の重複 42-11～42-16 (同左)</p> <p>第43条((物納財産の収納価額等))関係 (同左)</p> <p>第44条((物納申請の全部又は一部の却下に係る延納))関係 (同左)</p> <p>第45条((物納申請の却下に係る再申請))関係 (同左)</p> <p>第46条((物納の撤回))関係 (同左)</p> <p>第47条((物納の撤回に係る延納申請))関係 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>第48条の2((特定の延納税額に係る物納))関係 (省略)</p>	<p>第48条の2((特定の延納税額に係る物納))関係 (同左)</p>
<p>第48条の3((延納又は物納に関する事務の引継ぎ))関係 (省略)</p>	<p>第48条の3((延納又は物納に関する事務の引継ぎ))関係 (同左)</p>
<p>第7章 雑則</p>	<p>第7章 雑則</p>
<p>第49条((相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等))関係 (省略)</p>	<p>第49条((相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等))関係 (同左)</p>
<p>第51条((延滞税の特則))関係 (省略)</p>	<p>第51条((延滞税の特則))関係 (同左)</p>
<p>第52条((延納等に係る利子税))関係 (省略)</p>	<p>第52条((延納等に係る利子税))関係 (同左)</p>
<p>第53条((物納等に係る利子税))関係 (省略)</p>	<p>第53条((物納等に係る利子税))関係 (同左)</p>
<p>第55条((未分割遺産に対する課税))関係 (省略)</p>	<p>第55条((未分割遺産に対する課税))関係 (同左)</p>
<p>第59条((調書の提出))関係 (省略)</p>	<p>第59条((調書の提出))関係 (同左)</p>
<p>第63条((相続人の数に算入される養子の数の否認規定の適用範囲))関係 (省略)</p>	<p>第63条((相続人の数に算入される養子の数の否認規定の適用範囲))関係 (同左)</p>
<p>附則 (省略)</p>	<p>附則 (同左)</p>
<p>経過取扱い (省略)</p>	<p>経過取扱い (同左)</p>

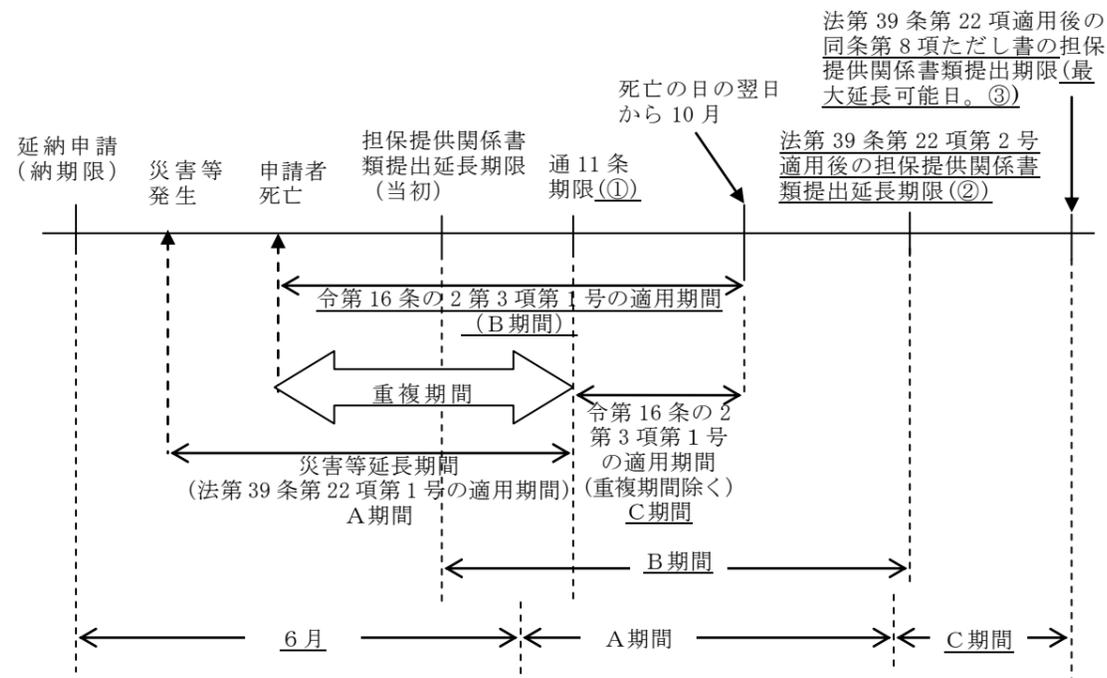
改正後	改正前
<p>第6章 延納及び物納</p> <p>第39条((延納手続))関係</p> <p>(物納申請の却下等がされた後に延納する場合の取扱い)</p> <p>39—5 ……他の一部につき物納申請税額又は納税猶予税額(措置法第70条の6第1項、第70条の6の4第2項第5号、第70条の7の2第2項第5号又は第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税の額をいう。以下同じ。)がある場合において、……</p> <p>……他の一部につき措置法第70条の4第1項又は第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予を受けようとする贈与税額がある場合についても、これに準ずるものとする。</p> <p>(担保提供関係書類提出期限延長期限等の最大延長可能日)</p> <p>39—7の2 法第39条第22項第2号の適用における同条第8項ただし書、第15項ただし書又は第20項ただし書の規定による担保提供関係書類の訂正又は提出の期限は、次に掲げる日の翌日から起算して6月に同条第22項第2号に規定する期間を加算した期間を経過する日までとなることに留意する。</p> <p>① 法第39条第8項ただし書……同条第1項の申請書の提出期限</p> <p>② 法第39条第15項ただし書……同条第11項の規定による通知を受けた日</p> <p>③ 法第39条第20項ただし書……同条第4項の規定による通知を受けた日</p> <p>(法第39条第22項各号の重複)</p> <p>39—10の5 法第39条第22項各号の適用において、延納の許可の申請に係る手続の期限内に同項各号に掲げる場合が複数生じた場合における延納の許可の申請に係る手続の期限は、通則法第11条による延長後の期限又は法第39条第22項第2号による延長後の期限のいずれか遅い日となることに留意する。</p> <p>2 延納の許可の申請に係る手続の期限内において、法第39条第22項各号に掲げる場合が生じ延納の許可の申請に係る手続の期限が延長(以下2において「一次延長」という。)された場合において、その延長された手続の期間中に法施行令第16条の2第1項第1号に掲げる事由が生じたときにおける同条第2項各号の期限は、同条第1項第1号の者が死亡した日の翌日から同日以後10月を経過する日と同条第1項第1号の者が死亡した日の翌日から当該者の相続財産について民法第952条第2項の規定による公告があった日のいずれか遅い日(以下2において「二次延長の期限」という。)となることに留意する。この場合における延納の許可の申請に係る延長後の手続の期限は、一次延長の期限と二次延長の期限のいずれか遅い日となることに留意する。</p> <p>3 法第39条第22項各号の適用において、同項各号に掲げる場合が複数生じた場合における同条第8項ただし書、第15項ただし書又は第20項ただし書に規定する担保提供関係書類の訂正又は提出の期限は、39—7の2の①～③に掲げる日の翌日から起算して6月に、</p>	<p>第6章 延納及び物納</p> <p>第39条((延納手続))関係</p> <p>(物納申請の却下等がされた後に延納する場合の取扱い)</p> <p>39—5 ……他の一部につき物納申請税額又は納税猶予税額(措置法第70条の6第1項、第70条の6の4第2項第5号、第70条の7の2第2項第5号又は第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税の額をいう。以下同じ。)がある場合において、……</p> <p>……他の一部につき措置法第70条の4第1項又は第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予を受けようとする贈与税額がある場合についても、これに準ずるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(法第39条第22項各号の適用期間の重複)</p> <p>39—10の5 法第39条第22項各号の適用において、同項各号に掲げる場合が複数生じたことによりそれぞれの災害等延長期間等(法第39条第22項第1号の規定により読み替えて適用する同条第8項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第22項第2号に規定する期間をいう。以下第39条関係において同じ。)の全部又は一部が重複する場合における当該重複期間については、同項各号の規定を重複して適用しないことに留意する。</p>

改正後

先に生じた法第39条第22項各号に掲げる場合に係る災害等延長期間等（法第39条第22項第1号の規定により読み替えて適用する同条第8項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第22項第2号に規定する期間をいう。以下第39条関係において同じ。）と、後に生じた同項各号に掲げる場合に係る災害等延長期間等のうち先に生じた同項各号に掲げる場合に係る災害等延長期間等と重複する期間を除いた期間を加算した日を経過する日までとなることに留意する。

(注) 法第39条第22項各号の適用期間の全部又は一部が重複する場合の取扱いについて、設例を基に示せば、次のとおりである。

設例1 担保提供関係書類提出延長期限（当初）までに、通則法第11条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じ、かつ、延納申請者が死亡した（法施行令第16条の2第1項第1号に掲げる事由が生じた）場合において、通則法第11条により延長された期限（以下「通11条期限」といい、第39条関係において同じ。）より延納申請者が死亡した日の翌日から10月を経過する日が遅い場合



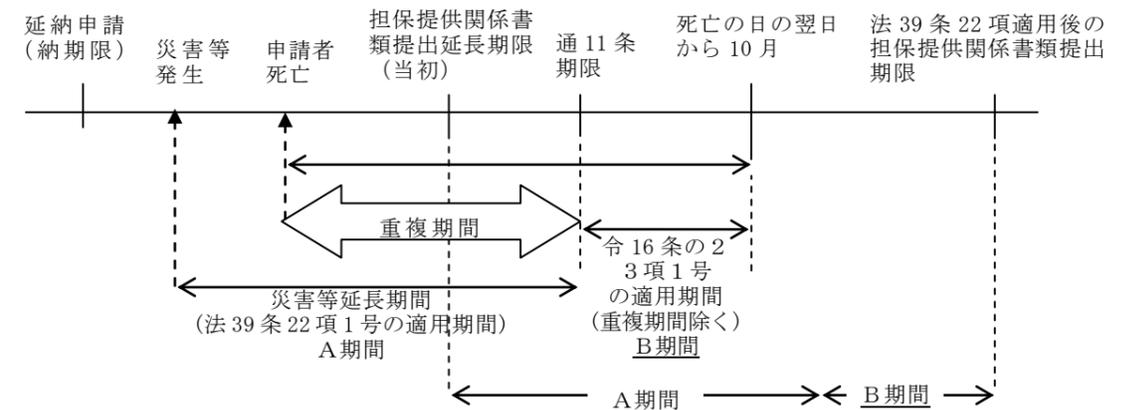
上記の場合において、通11条期限(1)より法第39条第22項第2号適用後の担保提供関係書類提出延長期限(2)が遅いことから、法第39条第22項適用後の担保提供関係書類提出延長期限は法第39条第22項第2号適用後の担保提供関係書類提出延長期限(2)となる。

また、延納申請者の死亡の日の翌日から通11条期限までの期間が、法第39条第22項第1号と同項第2号（法施行令第16条の2第3項第1号）の規定の適用において重複することから、法第39条第22項第1号及び第2号適用による同条第8項ただし書の担保提供関係書類提出期限(最大延長可能日)は、延納申請期限（法第39条第1項の申請

改正前

(注) 法第39条第22項各号の適用期間の全部又は一部が重複する場合の取扱いについて、設例を基に示せば、次のとおりである。

設例1 通則法第11条により延長された期限（以下「通11条期限」といい、第39条関係において同じ。）までの期間中（法第39条第22項第1号の適用期間中）に延納申請者が死亡した（法施行令第16条の2第1項第1号に掲げる事由が生じた）場合において、通11条期限より申請者が死亡した日の翌日から10月を経過する日が遅い場合



上記の場合において、延納申請者の死亡の日の翌日から通11条期限までの期間が、法第39条第22項第1号と同項第2号（法施行令第16条の2第3項第1号）の規定の適用において重複することから、法第39条第22項第1号及び第2号適用による延長期間は、始期を災害等発生の日（延長期間の始期）、終期を申請者が死亡した日の翌日から10月を経過する日とした期間となる。

改正後	改正前
<p>提出期限(最大延長可能日。⑥)となる(同項第2号(法施行令第16条の2第3項第1号)の適用による加算期間がない。)</p> <p>(<u>税務署長の調査期間に係る災害等延長期間等の重複</u>)</p> <p>39—11の2 法第39条第24項の適用において、<u>同条第22項各号に掲げる場合が複数生じた場合は、3月(法第39条第23項の規定の適用がある場合には6月)に、先に生じた同条第22項各号に掲げる場合に係る災害等延長期間等の期間と、後に生じた同項各号に掲げる場合に係る災害等延長期間等のうち先に生じた同項各号に掲げる場合に係る災害等延長期間等と重複する期間を除いた期間を加算した期間内となることに留意する</u></p> <p>(<u>法第39条第22項の規定の適用がある場合</u>)</p> <p>39—11の3 法第39条第25項の「第22項の規定の適用がある場合」には、同条第5項及び第12項に規定する期限が通則法第11条の規定により延長された場合を含むものとする。</p> <p>なお、申請者が通則法第11条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日以後に法第39条第4項又は第11項の通知を受けた場合における同日から当該通知を受けた日までの期間は、同条第24項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) 通則法第11条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日以後に法第39条第4項又は第11項の通知を受けた場合の取扱いについて、設例を基に示せば、次のとおりである。</p> <p>設例 通則法第11条の延長期間中に法第39条第10項の補完通知を受領した場合</p> <p>上記の場合において、通則法第11条の延長期間のうち、同条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日から法第39条第11項の通知を受領した日までの期間が、同条第24項の適用期間となる。</p>	<p>(<u>税務署長の調査期間に係る災害等延長期間の重複</u>)</p> <p>39—11の2 法第39条第24項の適用において、<u>複数の災害等延長期間等が存しそれらが重複する場合については、39—10の5の取扱いに準ずるものとする。</u></p> <p>(<u>法第39条第22項の規定の適用がある場合</u>)</p> <p>39—11の3 法第39条第25項の「第22項の規定の適用がある場合」には、同条第5項及び第12項に規定する期限が通則法第11条の規定により延長された場合を含むものとする。</p> <p>なお、申請者が通則法第11条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日以後に法第39条第4項又は第11項の通知を受けた場合における同日から当該通知を受けた日までの日までの期間は、同条第24項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(注) 通則法第11条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日以後に法第39条第4項又は第11項の通知を受けた場合の取扱いについて、設例を基に示せば、次のとおりである。</p> <p>設例 通則法第11条の延長期間中に法第39条第10項の補完通知を受領した場合</p> <p>上記の場合において、通則法第11条の延長期間のうち、同条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日から法第39条第11項の通知を受領した日までの期間が、同条第24項の適用期間となる。</p>

改正後	改正前
<p>第42条((物納手続))関係</p> <p>(物納手続関係書類提出期限延長等に係る提出の期限等)</p> <p><u>42—6の2</u> 法第42条第28項第2号の適用における同条第6項ただし書、第13項ただし書又は第25項ただし書の規定による物納手続関係書類の訂正若しくは提出の期限又は同条第20項の期限は、次に掲げる日の翌日から起算して1年に同条第28項第2号に規定する期間を加算した期間を経過する日までとなることに留意する。</p> <p>① 法第42条第6項ただし書・・・同条第1項の申請書の提出期限 ② 法第42条第13項ただし書・・・同条第9項の規定による通知を受けた日 ③ 法第42条第25項ただし書・・・同条第21項の規定による通知を受けた日</p> <p>「</p> <p>(税務署長の調査期間に係る災害等延長期間の重複)</p> <p><u>42—10の2</u> 法第42条第18項の適用において、同条第28項第1号の規定により読み替えて適用する第6項ただし書きに規定する災害等延長期間(又は同条第28項第2号に規定する政令で定める期間)の全部又は一部が、同条第28項第2号に規定する政令で定める期間(又は災害等延長期間若しくは同条第28項第2号に規定する政令で定める期間)と重複する場合については、<u>39—11の2</u>の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>第45条((物納申請の却下に係る再申請))関係</p> <p>(法第45条第1項に規定する延納申請期限の延長)</p> <p><u>45—3</u> 法第45条第1項に規定する物納再申請期限については、通則法第11条の規定の適用があることに留意する。</p> <p>また、法施行令第25条の3第4項により読み替える「同条第28項第2号に規定する政令で定める期間」における法施行令第19条の4第1項第2号の「不服申立て」とは、<u>法第45条第1項に規定する物納再申請期限までに行われた不服申立てに限られるのであるから留意する。</u></p>	<p>第42条((物納手続))関係</p> <p>(新設)</p> <p>(税務署長の調査期間に係る災害等延長期間の重複)</p> <p><u>42—10の2</u> 法第42条第18項の適用において、同条第28項第1号の規定により読み替えて適用する第6項ただし書きに規定する災害等延長期間(又は同条第28項第2号に規定する政令で定める期間)の全部又は一部が、同条第28項第2号に規定する政令で定める期間(又は災害等延長期間若しくは同条第28項第2号に規定する政令で定める期間)と重複する場合については、<u>39—10の5</u>の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>第45条((物納申請の却下に係る再申請))関係</p> <p>(法第45条第1項に規定する延納申請期限の延長)</p> <p><u>45—3</u> 法第45条第1項に規定する物納再申請期限については、国税通則法第11条の規定の適用があることに留意する。</p> <p>また、法施行令第25条の3第4項により読み替える「同条第28項第2号に規定する政令で定める期間」における法施行令第19条の4第1項第2号の「不服申立て」とは、<u>法第45条第1項に規定する物納再申請期限までに行われた不服申立てに限られるのであるから留意する。</u></p>